

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成26年4月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL:092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

新年度が始まりました。世の中は消費税が増税になるので、その話題で持ちきりです。3月までは駆け込みの消費があった分、今月は消費が落ち込むのではないかと、どの企業も業績の落ち込みを考えているようですが、出来れば、春の陽気に誘われて、気持ちと一緒に景気も上向くといいですね。

今年の桜の開花は平年並みでしたが、暖かい日が続いたからか、桜が散るのがとても早かったのが残念です。

さて、このコラムも4年目に突入しました。一年をかけて“相続について考える”機会があればいいと思って続けてきました。今年も振り出しから始めたいと思います。

相続はどなたにも起こる問題です。なぜなら、両親から生まれてきて、自分の子供を授かり、そして死んでゆくという逃れられないサイクルがあるから、すべての人に起こることなのです。

確かに、相続を財産にのみにスポットを当ててしまうと、関係ない人が出てくるかもしれませんが、実際は財産だけでなく、もっと大きな意味で考え、亡くなった方の想いも相続出来ると素晴らしいと思います。

誰でも、いつか誰かの大切なものを受け継ぎ、そして、自分の大切な何かを誰かに引き継いでもらう日は、必ずやってくることを……

相続とは何だろう？ 家族の絆を考える。

私のもとに相続の相談に来たお客様の話です。佐藤哲生さん（仮名・40歳）は、自宅の相続のことで相談にいらっしやいました。自宅の土地と建物はお父さんと長男である哲生さんが2分の1ずつの共有で持っていたのですが、お父さんが突然亡くなって相続が発生したのです。お母さんは、数年前に他界されており、相続人は哲生さんの他に二男の章生さん（仮名・35歳）がいます。兄弟仲は決して悪いわけではないのですが、丁度、自分のやっている事業がうまくいかなくてお金が欲しい時でした。章生さんは、相続分相当の現金を要求してきましたが、哲生さんには、手元にそんなお金はありません。どうにかして工面しようとしたのですが、うまくいきませんでした。章生さんは、早くお金を準備してくれと催促してきます。途方に暮れて哲生さんは、当事務所の扉を叩いたのです。結局、哲生さんは自宅を売って、お金を工面しなくてはならなくなりました。兄弟が住んでいた思い出もなくなり、哲生さん一家はアパートに住むことになったのです。

もし、お父さんが遺言書を作っていたら、遺留分相当（相続分の2分の1）の預金を準備していたでしょう。また、お父さんの子供たちへの想いを伝えることで、兄弟で力を合わせて、その家を守ったかもしれません。

家族の絆を考える時、亡くなった人の強い想いを伝えることが出来たら……と考えずにはおられません。

相続するのは財産だけではなく、亡くなった人の心も一緒に受け継ぐのだとしたら……その気持ちを伝えることが出来たら……そう考えると遺言の効果はとても大きなものとなるでしょう。私はそう思います。

ここでちょっと豆知識



法定相続分は次の通り

配偶者と子 2分の1・2分の1

配偶者と直系尊属 3分の2・3分の1

配偶者と兄弟姉妹 4分の3・4分の1

遺留分は、法定相続分の2分の1

ただし、直系尊属のみの場合は3分の1

兄弟姉妹には遺留分はありません。